

介護支援専門員証の 更新手続きについての御案内

令和8年2月27日更新

- ・ 必ず、全てお読みください。
- ・ 不明な点がある場合や、念のため提出書類を確認したい場合等、遠慮無くお問い合わせください。
- ・ 裏面のチェック票により確認の上、提出してください。

＜令和8年度更新手続きの対象者＞

次の要件を全て満たす方

- (1) 和歌山県で介護支援専門員の登録を受けている方
(証の交付者が和歌山県知事)
- (2) 更新に必要な研修を修了している方
- (3) 有効期間が令和9年1月から令和9年12月の間に満了する方

※更新申請は、必ず研修をすべて修了し、修了証明書を受け取った後に行ってください。
研修の申し込みと同時に申請したり、研修修了前に申請したりすることはできません。

＜申請書の受付期間＞

令和8年4月1日（水）～12月18日（金）

※令和8年度までに更新に必要な研修を修了済の方も、上記期間までにご提出ください。

＜有効期間を更新しない場合＞

有効期間満了後、介護支援専門員証を下記まで郵送又は持参で返還してください。

(問合先・提出先)

和歌山県 長寿社会課 振興班

〒640-8585

和歌山市小松原通1-1

TEL 073-441-2519

FAX 073-441-2523

介護支援専門員証の更新に係る申請関係書類等 チェック票

チェック欄	提出書類・注意事項等		
A	第8号様式 介護支援専門員証交付申請書（有効期間の更新）※Q8 参照		
B	和歌山県証紙 3,000 円（Aに貼り付ける） ※購入場所一覧		
C	写真（上三分身・正面・脱帽・無背景、 <u>6か月以内に撮影したもの</u> ） <input type="checkbox"/> 縦 3 cm × 横 2.4 cm の大きさに切る <input type="checkbox"/> 裏面に氏名を記入		
D	介護支援専門員証（ <u>原本、有効期間満了日が令和9年中</u> ） ※証を紛失した場合は「 <u>第9号様式 紛失の届出書</u> 」を提出		
E	更新に必要な研修の修了証明書の写し（コピー）※Q1 参照 <u>令和4年度以降</u> に修了したものに限る。（次のア～キのいずれか） ※前回の更新時に、提出した修了証明書を除く		
	ア	更新研修（実務未経験者）	
	イ	更新研修（実務経験者・全課程） ※専門研修課程Ⅰ及びⅡ相当のもの	
	ウ	①専門研修課程Ⅰと②専門研修課程Ⅱ	
	エ	①専門研修課程Ⅰと②更新研修（専門研修課程Ⅱ相当）	
	オ	専門研修課程Ⅱ	※過去の更新時に、上記「イ・ウ・エ」のいずれかの研修を修了したことがある場合 （再研修の修了後は、再度「イ・ウ・エ」のいずれかの研修を修了するまで、「オ・カ」は選択できません。）
	カ	更新研修（専門研修課程Ⅱ相当）	
	キ	主任介護支援専門員更新研修 ※主任介護支援専門員研修ではありません	
F	「番号確認書類」※Q12・別添参照		
G	「身元確認書類」※Q12・別添参照		

提出方法：郵送（簡易書留・レターパック等の追跡できる郵送方法）又は持参

提出先：和歌山県長寿社会課振興班（〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1）

県に登録している氏名・住所に変更がある場合は上記A～Gと併せてH・Iも提出してください。

（和歌山県介護支援専門員協会に提出した訂正様式では登録情報は変更できません）

H	第3号様式 登録事項の変更届出書 ※Q13 参照	
I	次のうち、いずれかひとつ ※Q14 参照 <u>（変更前及び変更後の氏名・住所がわかる部分が記載されているもの）</u>	
	・個人番号カードの表面	写し
	・住民票	写し又は原本
	・（氏名変更の場合）戸籍謄本又は戸籍抄本 ・（住所変更の場合）戸籍の附票	発行日から6か月以内のもの

介護支援専門員証の更新に必要な研修フローチャート

和歌山県登録・令和8年度更新者(介護支援専門員証の有効期間が令和9年中)向け

お手元に介護支援専門員証と研修修了証明書を準備して御確認ください

有効期間の更新を希望しますか？

希望する

希望しない

現在の証の有効期間満了日からさかのぼって5年以内(以下「**現有効期間**」)に、主任更新研修を修了しましたか？

有効期間が過ぎると介護支援専門員の業務につくことができません。再度、介護支援専門員として働く場合は、「**再研修**」を修了し、証の交付を受ける必要があります。

修了した

・修了していない
・主任介護支援専門員の資格を持っていない

主任介護支援専門員の資格更新を希望しますか？

希望する

・希望しない
・主任介護支援専門員の資格を持っていない

主任介護支援専門員の有効期間が概ね2年以内に満了しますか？

満了する

満了しない

令和8年度に「**主任更新研修**」を修了してください

現有効期間に介護支援専門員の実務経験がありますか？
※認定調査員業務は実務経験に含まれません

ある

ない

実務研修の修了後※、以下のいずれかの研修を修了したことがありますか？

- ※再研修の修了者においては、再研修の修了後
- ・更新研修(実務経験者・全課程) ※専門研修課程 I・II 相当
- ・専門研修課程 I・II
- ・専門研修課程 I 及び更新研修(専門研修課程 II 相当)

修了したことがない
(初めての更新、
前回まで更新研修(未経験者)で更新等)

修了したことがある
(前回、
更新研修(実務経験者)で更新等)

現有効期間に「**専門 I**」と「**専門 II**」研修を修了済み

現有効期間に「**専門 I**」研修を修了済み

現有効期間に**専門研修**を修了していない

現有効期間に「**専門 II**」研修を修了済み

現有効期間に**専門研修**を修了していない

令和8年度に「**更新研修(実務経験者)の専門 II 相当コース**」を修了してください

令和8年度に「**更新研修(実務経験者)の全日程コース**」を修了してください

令和8年度に「**更新研修(実務経験者)の専門 II 相当コース**」を修了してください

令和8年度に「**更新研修(実務未経験者)**」を修了してください

更新に必要な研修は修了済みです。各研修修了証明書受領後、12月18日までに更新の手続きを行ってください。

○前回、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いにより、本来の証の有効期間満了日以降に、更新研修を受講された方へ現在の証の有効期間満了日から遡って5年以内に更新研修を修了していますが、今回の更新には別途研修の修了が必要となります。(※1回の更新研修修了をもって、2回分の更新を行うことはできませんのでご注意ください。)

< よくある質問 >

1. 研修について（受講申込み等）

Q1. 介護支援専門員証を更新するには、どの研修を受講すればよいですか？

介護支援専門員証の更新には、**有効期間満了日までの5年間に所定の研修を修了する必要がある**。受講すべき研修は、現在の「証の有効期間満了日」や「実務経験」等によって異なります。ご自身に必要な研修については、**お手元に修了証明書をご用意の上、「介護支援専門員証の更新に必要な研修フローチャート」でご確認ください。**

【更新手続きに必要な研修の選び方】

ご自身の状況（証の有効期間満了日、実務経験等）に合わせて、以下のいずれかの研修を受講してください。なお、**研修の日程、受講料等は各研修の実施要項をご確認ください。**

- [介護支援専門員研修](#)
- [研修のご案内（和歌山県介護支援専門員協会）](#)

<証の有効期間が令和9年以前に満了する方>

- ・証の有効期間満了日までの5年間に**実務経験がある方**：[『更新研修（実務経験者）』](#)
- ・証の有効期間満了日までの5年間に**実務経験がない方**：[『更新研修（実務未経験者）』](#)

<証の有効期間が令和10年以降に満了する方（現に実務に従事している方）>

- ・[『専門研修課程Ⅰ』](#)及び[『専門研修課程Ⅱ』](#)

※実務経験 6か月以上で専門研修課程Ⅰ、3年以上で専門研修課程Ⅱを受講できます。

<主任介護支援専門員の方>

- ・[『主任介護支援専門員更新研修』](#)

※主任介護支援専門員（更新）研修の修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する方が対象です。

【専門研修課程Ⅰの受講が免除される方へ】

以下のいずれかに該当する方は、専門研修課程Ⅰの受講が免除されます。更新研修（実務経験者）に申し込む際は、「専門研修課程Ⅱ相当コース」を選択してください。

1. 証の有効期間満了日までの5年間に、専門研修課程Ⅰを修了している方
2. 過去の更新時に、以下のいずれかの研修を修了している方（再研修を修了して証の交付を受けた方は、以下のいずれかの研修を修了するまで免除対象外）
 - 更新研修（実務経験者・全課程）※専門研修課程Ⅰ・Ⅱ相当
 - 専門研修課程Ⅰ・Ⅱ
 - 専門研修課程Ⅰ及び更新研修（専門研修課程Ⅱ相当）

Q2. 研修の日程や受講料、受講対象者はどこで確認できますか？

各研修の実施要項をご確認ください。実施要項は募集時期に合わせて以下のホームページに掲載します。

- [介護支援専門員研修](#)
- [研修のご案内（和歌山県介護支援専門員協会）](#)

Q3. 過去に受講した法定研修の履歴を確認したいのですが、どうすればよいですか？

まずは、**お手元の修了証明書をご確認ください**。修了証明書は、研修修了後に研修実施機関（和歌山県介護支援専門員協会等）から送付されています。

紛失等で確認ができない場合は、和歌山県長寿社会課（電話：073-441-2519）までお問い合わせください。

お問い合わせの際は、登録番号を確認しますので、介護支援専門員証等の登録番号が記載されたものをお手元にご準備ください。

Q4. 法定研修の修了証明書を紛失してしまいました。証明書の発行はできますか？

修了した年度によって、証明書の発行の申請先が異なります（別途手数料がかかります）。以下の表で申請先をご確認のうえ、お手続きを進めてください。なお、他都道府県が実施した研修の証明書については、当該都道府県にお問い合わせください。

研修	申請先	
	和歌山県長寿社会課	和歌山県介護支援専門員協会
専門研修課程Ⅰ	平成 28 年度以前	平成 29 年度以降
専門研修課程Ⅱ		
更新研修（実務経験者）		
更新研修（実務未経験者）		
再研修		
主任介護支援専門員更新研修		
主任介護支援専門員研修	平成 25 年度以前	平成 26 年度以降
実務研修	平成 29 年度以前	平成 30 年度以降

- 申請先が和歌山県介護支援専門員協会の場合
和歌山県介護支援専門員協会（電話：073-421-3066）へお問い合わせください。
- 申請先が和歌山県長寿社会課の場合
[「介護支援専門員研修修了証明書の再発行について」](#)をご確認ください。

Q5. 研修や更新の手続きに関する問い合わせ先はどこですか？

問い合わせの内容によって窓口が異なります。

研修の受講申し込み	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>更新研修（実務経験者・未経験者）</u> ・<u>専門研修課程Ⅰ・Ⅱ</u> ・再研修 	和歌山県長寿社会課
	<ul style="list-style-type: none"> ・主任介護支援専門員研修 ・<u>主任介護支援専門員更新研修</u> ・実務研修 	和歌山県介護支援専門員協会
<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施内容・受講決定通知等 ・研修修了証明書の発行（Q4参照） 		和歌山県介護支援専門員協会
<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の登録（氏名・住所変更等） ・介護支援専門員証（更新手続き等） ・研修の受講地変更（他都道府県での研修受講を希望等） ・研修修了証明書の発行（Q4参照） 		和歌山県長寿社会課
和歌山県 長寿社会課 振興班 〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1 TEL 073-441-2519 FAX 073-441-2523 メール e0403001@pref.wakayama.lg.jp		
（一社）和歌山県介護支援専門員協会 〒640-8319 和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 12階 和歌山県介護支援専門員協会 TEL 073-421-3066		

Q6. 介護支援専門員証の更新制が廃止されると聞きましたが、今後どうなるのですか？

令和8年2月現在、国において介護支援専門員の資格に係る更新制廃止について検討がなされているところですが、詳しい取扱等については確定しておりません。

今後、更新制について変更が生じた場合は、和歌山県長寿社会課等のホームページに掲載しますので、適宜ご確認ください。

Q7. 介護支援専門員証の有効期間が翌年まで残っています。今年の研修を受けずに、翌年に受講してもよいですか？

介護支援専門員証の有効期間満了日までに、研修をすべて修了できる（修了証明書が発行される）場合に限り、受講可能です。

ただし、研修修了日とは、研修全日程の終了後に提出されるレポート等の評価を経て修了証明書を交付した日を指し、研修最終日からおおむね1か月後となる予定です。翌年度の研修日程によっては、有効期間満了日までに修了できない場合があるため、確実な更新のために、原則「有効期間満了日の前年」に受講することをお勧めします。なお、ご受講を見送られた方に対して、翌年に改めて更新案内を送付いたしませんのでご注意ください。

2. 更新申請等の手続きについて（研修修了後）

Q8. 介護支援専門員証の有効期間を更新するにはどうすればよいですか？

更新に必要な研修（Q1参照）を修了し、修了証明書がお手元に届いてから、以下の期間内に「介護支援専門員証交付申請書（有効期間の更新）」を提出してください。

1. 更新手続きの対象者

- ・現在の介護支援専門員証の有効期間が、**令和9年中に満了する方**
- ・和歌山県で介護支援専門員の登録を受けている方（証の交付者が和歌山県知事）
※更新に必要な研修を修了していない方は、先に必要な研修を修了してください。

2. 申請書の受付期間

令和8年4月1日（水）から12月18日（金）まで

研修受講時期の関係上、当該受付期間内の申請ができない場合には例外的に受付期間後の申請でも構いません。

3. 提出方法・提出先

提出方法：郵送（簡易書留・レターパック等の追跡できる郵送方法）又は持参

提出先：和歌山県長寿社会課振興班（〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1）

【提出時のご注意】

- ・写真の裏面には、必ず氏名を記入してください。また、傷がついたり他の書類に紛れないように別途封筒やビニール袋に入れてください。
- ・提出書類は三つ折り等にして、定形郵便で送付しても構いませんが、貼付した県証紙が破損しないようにご注意ください。
- ・各様式下部の注意事項もよくお読みいただいた上で提出してください。
- ・提出書類が不足している場合は受付できません。提出前に、チェック票等で必要な書類を確認してください。

【様式の印刷】

各種様式は、「介護支援専門員証の有効期間の更新」及び「介護支援専門員登録事項の変更」に掲載していますので、各自印刷をお願いします。印刷できない場合は、御連絡ください。

※各種様式に関して、改める場合がありますので最新の様式をご利用ください。

Q9. 更新申請を行ってから、新しい介護支援専門員証が届くまでどのくらいかかりますか？

申請書の受付順に交付しますが、申請の状況によっては、お手元に届くまで1～2か月かかる場合がありますので証のコピーをとっておいてください。

※簡易書留郵便で登録住所へ郵送します。

Q10. 申請書に貼付する和歌山県証紙はどこで購入できますか？

購入場所の一覧はこちら：[県証紙売りさばき人一覧](#)

※収入印紙ではありませんのでご注意ください。

Q11. 申請書に記入する個人番号とは何ですか？

マイナンバー（12桁の数字）のことです。お手元の「個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面」や「通知カード」、「個人番号の記載がある住民票」等で番号をご確認の上、ご記入ください。

Q12. 申請に必要な「番号確認書類」と「身元確認書類」には、何を提出すればよいですか？

個人番号（マイナンバー）の正しさを確認する書類と、申請者本人であることを確認する書類の提出が必要です。

<番号確認書類>

- 個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面の写し
- 通知カードの写し（氏名・住所等の記載が、申請書の情報と一致している場合のみ）
- 個人番号の記載がある住民票の原本（発行から6か月以内。家族等の個人番号の記載があるものは提出不可）

<身元確認書類>

- 個人番号カード（マイナンバーカード）の表面の写し
- 介護支援専門員証
- 運転免許証等の顔写真付き証明書の写し
- 上記書類がない場合は、公的医療保険の資格確認書の写し等から2点

なお、書類の記載事項に変更がある場合は、変更履歴が確認できる面の写しも提出が必要です。

詳細は「[（別添）介護支援専門員の登録・交付申請等における本人確認書類の御案内](#)」をご確認ください。

Q13. 住所や氏名が変わりました。和歌山県介護支援専門員協会に連絡しましたが、県への手続きも必要ですか？

はい、県への手続きも必要です。研修実施機関（和歌山県介護支援専門員協会）への連絡だけでは、介護支援専門員の登録情報は変更されません。[「登録事項の変更届出書」](#)を和歌山県長寿社会課振興班（〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1）へ提出してください。

Q14. 「登録事項の変更届出書」の添付書類として、現在の氏名や住所のみが記載された書類（個人番号カードの写し等）を提出してもよいですか？

いいえ、それだけでは受付できません。登録されている「変更前の氏名・住所」から、「変更後の氏名・住所」へのつながりが確認できる書類（住民票・戸籍抄本・変更履歴が記載された個人番号カードの写し等）が必要です。

※複数回転居されている場合は、「戸籍の附票」が必要となる場合があります。証明書の記載事項については取扱窓口や市町村等で御確認ください。

Q15. 更新後の介護支援専門員証の有効期間はいつまでになりますか？

申請書を提出した日や証の交付日に関わらず、現在の有効期間満了日の翌日から起算して5年を経過する日となります。

（例：現在の満了日が令和9年3月31日の場合
→更新後の満了日は令和14年3月31日）

※主任介護支援専門員更新研修修了者で置換交付を希望する場合はこの限りではありません。

Q16. 「主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間への置換交付」とは何ですか？

主任介護支援専門員更新研修を修了した方が、介護支援専門員証の更新申請を行う際に、証の有効期間を主任更新研修の有効期間と同じ日付に合わせて更新（短縮）する手続きのことです。通常、更新後の証の有効期間は現在の有効期間満了日の5年後ですが、置換交付をすることで、証と主任更新研修の有効期間を揃えることができます。

【置換交付の条件】

以下の日付をご確認ください。①が②より前の日付であれば、置換交付が可能です。

- ①主任介護支援専門員更新研修の修了証明書有効期間
- ②現在の介護支援専門員証の有効期間満了日+5年

【置換交付ができる例】

- ①主任介護支援専門員更新研修の修了証明書有効期間：令和14年 3月14日
- ②現在の介護支援専門員証の有効期間満了日+5年：令和14年11月29日
→①が②より前の日付なので、置換交付が可能です。

【置換交付ができない例】

- ①主任介護支援専門員更新研修の修了証明書有効期間：令和15年11月29日
- ②現在の介護支援専門員証の有効期間満了日+5年：令和14年 3月14日
→①が②より後の日付なので、置換交付はできません。

3. その他

Q17. 「主任介護支援専門員研修（新規）」を修了しました。これで介護支援専門員証の有効期間を更新できますか？

主任介護支援専門員研修を修了しても、介護支援専門員証の有効期間の更新はできません。証の有効期間を更新するためには、更新手続きに必要な研修を別途修了する必要があります。

Q18. 介護支援専門員証の有効期間を更新しなかった場合はどうなりますか？

有効期間満了日の翌日から、介護支援専門員としての業務に従事することはできなくなります。ただし、介護支援専門員の登録までなくなるわけではありません。『再研修』を修了し、新しい証の交付を受けることで、再び業務に従事することができます。

なお、有効期間が満了した介護支援専門員証は、和歌山県長寿社会課振興班（〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1）まで郵送又は持参で返還してください。

介護支援専門員の登録・交付申請等における本人確認書類の御案内

介護支援専門員の登録・交付申請にあたり、本人確認書類（番号確認書類・身元確認書類）の提出が必要です。

以下の内容をご確認いただき、必要な書類をご準備ください。

※令和6年12月1日以降、介護支援専門員の資格に関する申請において、申請書への個人番号（マイナンバー）の記載が必須となりました。これに伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条に基づき、本人確認を実施いたします。

<提出方法（郵送・持参）について>

郵送で申請する場合は、この案内に記載された本人確認書類（番号確認書類・身元確認書類）の写しを申請書に添付してご提出ください。

窓口で持参して申請する場合は、本人確認書類の原本をご提示ください。その場合、写しの添付は不要です。

<留意事項について>

- 1 本人確認書類が、申請時点で有効期間内であることを必ず確認してください。有効期限切れの場合は、本人確認書類として使用できません。
- 2 申請書に記入する氏名、生年月日及び住所は、本人確認書類の記載と一致している必要があります。氏名変更や引越し等により本人確認書類の記載事項に変更がある場合は、変更履歴が確認できる面の写し（例：運転免許証の裏書）も必ず添付してください。
- 3 本人確認書類の写しを提出する場合は、文字や顔写真が鮮明に読み取れるようにコピーしてください。A4サイズ以外の用紙は、A4用紙に貼り付けてご提出ください。ただし、住民票や介護支援専門員証等、原本で提出する書類は貼り付けずにそのままご提出ください。
- 4 代理人が申請する場合、申請者本人の本人確認書類に加え、以下の書類が必要です。
 - (1) 代理人の資格を証明する書類：戸籍謄本等（法定代理人）、委任状（任意代理人）
 - (2) 代理人自身の身元確認書類

本人確認書類（番号確認書類・身元確認書類）

番号確認書類

以下から1点

・個人番号カード（マイナンバーカード）裏面

・通知カード

※記載されている氏名及び住所等が、申請書の情報と一致している場合に限り有効です。異なる場合は使用できません。

・個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書

※発行から6ヶ月以内の原本をご提出ください。家族等の個人番号が記載されたものは使用できません。

身元確認書類（以下の①又は②）

①顔写真付きの証明書（以下から1点）

・介護支援専門員証

※有効期間内の原本を申請書に添付している場合は、写しの添付は不要です。

・個人番号カード（マイナンバーカード）表面

・運転免許証

・運転経歴証明書

・旅券（パスポート）

・身体障害者手帳

・精神障害者保健福祉手帳

・療育手帳

・在留カード

・特別永住者証明書

・その他官公署から発行された顔写真付きの証明書

②顔写真付きの証明書がない場合（以下から2点）

・公的医療保険の資格確認書

・児童扶養手当証書

・住民票又は戸籍抄本等

※発行から6ヶ月以内の原本をご提出ください。

・その他官公署から発行された氏名、生年月日及び住所が記載された書類